

京都市交通局職員被服規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第31号

京都市交通局職員被服規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員被服規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ただし、」の右に「人事異動及び亡失に伴う貸与の場合を除き、」を加え、「必ず」及び「同じ」を削る。

第7条の見出し中「臨時交換」の右に「等」を加え、同条第2項中「認めたときは、」の右に「再貸与又は」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

| 種 類 | 制 式 | |
|---------|-----|-----------------------------|
| | 性 別 | 形 状 等 |
| 襟章 | 男・女 | 車輪型，中央局章，銀色 |
| 制帽 | 男・女 | (1)ドゴール帽型，深緑色 (2)官帽型，深緑色 |
| 制服上衣 | 男 | (1)シングル型，深緑色 (2)ダブル型，深緑色 |
| | 女 | (1)シングル型，深緑色 (2)ダブル型，深緑色 |
| 制服ズボン | 男・女 | 長ズボン，深緑色 |
| 制服スカート | 女 | タイトスカート，深緑色 |
| 制服夏ズボン | 男・女 | 長ズボン，深緑色 |
| 盛夏服 | 男・女 | 半袖及び長袖，白地，グレーストライプ |
| カッターシャツ | 男 | 長袖，白無地 |
| ブラウス | 女 | 長袖，白無地 |
| ベスト | 女 | ダブル型，深緑色 |

| | | |
|-----------------------------------|-----|-------------------------|
| | | |
| ネクタイ | 男 | ダービー・セミボトル型, ジャガードストライプ |
| リボン | 女 | ジャガードストライプ |
| 事務服 | 男・女 | シングル型, ブルー |
| 作業服上衣 | 男・女 | ブルゾン型, 薄緑色 |
| 作業服ズボン | | カーゴパンツ, 薄緑色 |
| 作業服帽子 | | 薄緑色 |
| 夏作業服上衣 | 男・女 | ブルゾン型, 薄緑色 |
| 夏作業服ズボン | | カーゴパンツ, 薄緑色 |
| 夏作業服帽子 | | 薄緑色 |
| 防寒衣 | 男・女 | フード付き, 紺色 |
| 防寒用コート | 男・女 | セミステンカラー, グレー |
| 制靴, 制靴夏サンダル, 安全靴, ズック靴及び手 袋 | 男・女 | 別に定める。 |

附 則

この規程は, 平成30年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)